

まずはここから！

**相続登記手続き  
の  
流れ解説**



betterでする  
相続登記の大まかな流れ



① 調査

「法定相続人が誰か」や、「亡くなった方がお持ちの不動産がいくつか」、「所在はどこか」等の確認をします。



② 前提事項  
の入力

①で確認した内容を前提事項としてウェブフォームに入力します。



③ 収集

②で入力した前提事項に基づいてリストアップされた必要書類の収集をします。



(※収集についての方法はシステム内に詳しい解説あり)



#### ④ 不動産 の入力

収集した書類を基に、今回名義変更（相続登記申請）する不動産の情報等を入力します。



#### ⑤ 申請書の 作成

④で作成した申請書類はフォームからダウンロードし、ご自身でプリントアウトしていただきます。

※遺産分割協議書や委任状もここで同時にプリントできます



#### ⑥ 準備

プリントアウトした申請書に署名や捺印をして、申請書を完成させます。この時に提出する添付書類も一緒に準備します。



## ⑦申請

⑥で準備した書類を法務局に提出します。  
提出方法は以下の2つです。

- ・ 直接法務局に提出
- ・ 郵送で提出

※提出先の法務局は登記する不動産の管轄の法務局となります



## ⑧完了

登記は大体1～2週間程で完了します。※1  
完了後は、

- ・ 登記完了証
- ・ 登記識別情報通知書(新しい権利書)
- ・ 原本還付書類一式 ※2

を受け取ります。

※1 法務局の混雑具合によって異なります

※2 提出した添付書類（戸籍等）を希望に合わせて返却してもらうことができる制度です。

手続きの流れはイメージできましたか？

より詳しい手順や解説はシステム内にご用意しています。



入力フォームのご利用は、  
PC、タブレット、スマートフォン  
から可能です！

